

近江八幡市告示第48号

近江八幡市測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度実施要領を次のように制定する。

平成31年3月7日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度
実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近江八幡市が行う測量、建設コンサルタント等業務の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける対象となる業務は、次に掲げる設計金額50万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の測量、建設コンサルタント業務等とする。ただし、近江八幡市建設工事契約審査会が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、前条に定める業務の競争入札の予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札執行)

第4条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。この場合において、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、当該入札をした者を失格とする。

(入札回数)

第5条 予定価格の事後公表を行う測量、建設コンサルタント等業務の入札の回数は、3回までとする。

(内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、当該入札に係る内訳書を提出しなければならない。

(最低制限価格等の公表)

第7条 入札執行者は、落札決定後速やかに当該入札に係る最低制限価格等を公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知をした測量、建設コンサルタント等業務について適用する。